

博士後期課程における特例について

○大学院設置基準(昭和 49 年文部省令第 28 号)第 14 条に定める 教育方法の特例による教育について

近年、大学院における社会人研究者、技術者等の再教育への要望が高まっていますが、通常の教育方法のみで大学院教育を実施した場合、社会人研究者、技術者等は最低 2 年間その勤務を離れて修学することが必要となるため、大学院教育を受ける機会が制約されがちです。

このため、「大学院の課程においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育を行うことができる。」(大学院設置基準第 14 条)旨規定されており、本学大学院では、社会人研究者、技術者等の就学の特例措置を行う配慮をしており、大学院での履修を希望する社会人研究者、技術者等に対し大学院設置基準第 14 条に定める教育方法の特例による教育を実施しています。

本学における教育方法の特例の概要は、次のとおりです。

- (1) 必要に応じ、平日の夜間及び土曜日並びに春・夏・冬期休業中に授業及び研究指導を行う。
- (2) 修士研究のテーマに柔軟性を持たせ、企業等での実際的な研究も、その内容が修士研究にふさわしければ認める。

○大学設置基準(昭和 31 年文部省令第 28 号)第 30 条に定める 長期にわたる教育課程の履修について

本学では、平成 24 年度から、職業を有している等の事情により、標準修業年限では大学院の教育課程の履修が困難な者について、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に履修し、学位を修得することができる長期履修学生制度を導入しています。(根拠規則：大学設置基準第 30 条の 2)学費については、3 年間分の授業料の総額を、長期履修が認められた年数で分割して納めることとなります。

○社会人学生への経済的支援について

本学では、社会人学生への経済的支援として、人物・能力ともに優れているものに対し、入学料相当額及び授業料の半額を通常の免除枠とは別に免除しています。